

定 款

中央発條株式会社

昭和23年12月25日制定	昭和55年6月25日改正
昭和26年11月19日改正	昭和56年6月23日改正
昭和29年3月1日改正	昭和57年6月29日改正
昭和31年5月19日改正	昭和62年6月26日改正
昭和31年11月17日改正	平成2年6月28日改正
昭和35年11月19日改正	平成3年6月27日改正
昭和36年11月18日改正	平成6年6月29日改正
昭和37年5月18日改正	平成10年6月26日改正
昭和37年6月21日改正	平成14年6月27日改正
昭和38年4月1日改正	平成15年6月27日改正
昭和39年5月19日改正	平成16年6月28日改正
昭和40年5月18日改正	平成18年6月28日改正
昭和42年5月29日改正	平成21年6月24日改正
昭和44年5月29日改正	平成24年6月14日改正
昭和45年5月28日改正	平成29年6月15日改正
昭和46年5月27日改正	平成29年10月1日改正
昭和47年5月29日改正	平成30年6月21日改正
昭和47年11月28日改正	令和3年4月1日改正
昭和50年5月27日改正	令和4年6月16日改正
昭和52年6月29日改正	

中央発條株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、中央発條株式会社と称し、英文では
CHUO SPRING CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。
(1) 各種ばね、コントロールケーブルおよび制御用
機器の製造・販売
(2) 自動車、鉄道、船舶、航空機等輸送機器の付属
品、部分品、用品の製造・販売
(3) 建築用資材機器および住宅産業用機材の製造・
販売
(4) その他一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を
置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故
その他やむを得ない事由によって電子公告による公
告をできない場合の公告方法は、日本経済新聞および
中部経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式数は、8千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

- 2 前項に定める買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第11条** 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第12条** 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地においてこれを招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条** 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

- 1 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

- 第16条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合において、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に取締役10名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(相談役)

第22条 取締役会は、その決議により相談役を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし緊急の場合はこの日数を短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項については、前条のほか取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当社に監査役5名以内を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし緊急の場合は、この日数を短縮することができる。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項については、前条のほか監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第36条** 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2** 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3** 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第37条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。